

令和4年度実施  
大学機関別認証評価  
評価報告書

宇都宮大学

令和5年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	i
I 認証評価結果	1
II 基準ごとの評価	2
領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	2
領域2 内部質保証に関する基準	5
領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	8
領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	10
領域5 学生の受入に関する基準	12
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	14
付録1 認証評価共通基礎データ及び別紙一覧	
付録2 根拠資料一覧	
付録3 新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について	
自己評価書	

## 1. 令和4年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

### 1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）の目的は以下のとおりです。

- ・ 大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ・ 大学それぞれの目的を踏まえて教育研究活動等の質の向上及び改善を促進し、個性を伸長すること。
- ・ 大学の教育研究活動等の状況について、社会の理解と支持が得られるよう支援すること。

### 2 評価の実施体制

評価を実施するにあたっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）の下に、個別の大学の評価を実施するために、評価対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、対象大学の組織形態、教育研究内容等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

### 3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

※ 令和4年度における実地調査（訪問調査）は、教育現場の視察及び学習環境の状況の現地調査と、大学関係者（責任者）等との面談のオンライン調査を併せて実施し、評価委員会において、従前に実施してきた実地調査と同等の調査であることを確認しました。

#### （1）大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

#### （2）機構における評価

① 大学評価基準に定められた基準ごとに、自己評価書の内容の分析及び必要な事項の確認（書面調査）並びに訪問による実地調査（訪問調査）を踏まえ、その基準を満たしているか否かの判断を行うとともに、その理由を明示しました。

② 教育課程と学習成果に関する基準については、各教育課程の状況を踏まえて各学部・研究科等としての教育研究活動等の状況について分析し、それぞれの基準を満たしているか否かを判断しました。

③ 「改善を要する点」が認められた基準については満たしていないものと判断しました。

④ すべての基準を満たしている場合、大学評価基準に適合していると判断しました。満たしていない基準があった場合、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況が確認できた場合には大学評価基準に

適合していると判断しました。

- ⑤ 評価結果においては、大学評価基準に適合しているか否かの判断に併せて、「優れた点」を明示し、「改善を要する点」を指摘しました。重点評価項目として位置づける内部質保証が優れて機能していると判断した場合には特に高く評価しました。

#### 4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

#### 5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、令和3年6月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について音声解説付き資料を用いて説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について同様の方法により研修会を実施しました。

また、令和3年9月までに申請した大学の求めに応じて、各大学の状況に即した自己評価書の作成に関する研修を実施しました。

- (2) 機構は、令和3年7月から9月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の16大学の評価を実施しました。

○ 国立大学（9大学）

北海道教育大学、宇都宮大学、群馬大学、東京大学、福井大学、滋賀医科大学、島根大学、山口大学、香川大学

○ 公立大学（5大学）

秋田県立大学、東京都立大学、大阪府立大学、九州歯科大学、福岡女子大学

○ 私立大学（2大学）

日本社会事業大学、光産業創成大学院大学

- (3) 機構は、令和4年6月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。

- (4) 機構は、令和4年6月末までに、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

令和4年	
7月	書面調査の実施
8月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
令和5年	
1月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

(5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、令和5年1月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。

(6) 機構は、対象大学に対して評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、令和5年3月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

## 6 評価結果

令和4年度に認証評価を実施した16大学のすべてが、機構の定める大学評価基準に適合しているとの評価結果となりました。

## 7 評価結果の公表

評価結果は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学ごとに「令和4年度実施大学機関別認証評価 評価報告書」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

## 8 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（令和5年3月現在）

### (1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
及川良一	大学入試センター参与
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授（常勤）・センター長
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
清水一彦	山梨大学理事・副学長
鈴木志津枝	兵庫医科大学教授
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
高橋裕子	津田塾大学長
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
戸田山和久	名古屋大学教授
中根正義	芝浦工業大学柏中学高等学校長
根本武	アクセンチュア株式会社 ビジネス コンサルティング本部 マネジング・ディレクター
○日比谷潤子	聖心女子学院常務理事
前田早苗	千葉大学名誉教授
松本美奈	Qラボ代表理事、ジャーナリスト、上智大学特任教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授

山内進	一橋大学名誉教授
山口宏樹	大学入試センター理事長
山本健慈	国立大学協会参与
吉田文	早稲田大学教授
◎山極壽一	人間文化研究機構総合地球環境学研究所長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
片峰茂	長崎市立病院機構理事長
高島忠義	愛知県立大学名誉教授
山本健慈	国立大学協会参与
川嶋太津夫	大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター 特任教授(常勤)・センター長
◎土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
戸田山和久	名古屋大学教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
阿波賀邦夫	名古屋大学教授
片山英治	野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員
後藤ひとみ	北海道教育大学理事
近藤倫明	北九州市立大学特任教授
下田憲雄	大分大学学長特命補佐
白石小百合	横浜市立大学教授
◎高田邦昭	群馬県公立大学法人理事長
竹内啓博	公認会計士、税理士
土川覚	名古屋大学教授
土屋俊	大学改革支援・学位授与機構研究開発部長
寺澤良雄	公認会計士
徳久剛史	介護老人保健施設純恵の郷・施設長
戸田山和久	名古屋大学教授
奈良間美保	京都橘大学教授
原田信志	熊本大学名誉教授
光田好孝	大学改革支援・学位授与機構教授
三矢麻理子	公認会計士
湯川嘉津美	上智大学教授
横田光広	宮崎大学教授

横山知行 新潟大学教授

(第2部会)

◎片峰茂 長崎市立病院機構理事長  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
清水美憲 筑波大学教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
棚橋健治 広島大学副学長  
谷口功 国立高等専門学校機構理事長  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
奈良間美保 京都橘大学教授  
深見公雄 放送大学高知学習センター所長  
松原仁 東京大学教授  
三浦浩喜 福島大学長  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山下一夫 鳴門教育大学参与  
横矢直和 奈良先端科学技術大学院大学名誉教授

(第3部会)

石田朋靖 高崎健康福祉大学長  
大谷順 熊本大学理事・副学長  
小川宣子 中部大学客員教授  
片山英治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
加藤映子 大阪女学院大学長  
齋藤一弥 筑波大学教授  
佐藤信行 中央大学教授  
佐藤之彦 千葉大学教授  
◎高島忠義 愛知県立大学名誉教授  
竹内啓博 公認会計士、税理士  
土屋俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
寺澤良雄 公認会計士  
戸田山和久 名古屋大学教授  
西村伸一 岡山大学教授  
藤田佐和 高知県立大学教授  
光田好孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
三矢麻理子 公認会計士  
山内進 一橋大学名誉教授  
山岡洋 桜美林大学教授

山 中 正 紀 北海道千歳リハビリテーション大学教授  
 吉 井 昌 彦 神戸大学教授  
 米 村 千 代 千葉大学教授

(第4部会)

位 田 隆 一 国立大学協会専務理事  
 尾 家 祐 二 九州工業大学名誉教授  
 片 山 英 治 野村證券株式会社金融公共公益法人部主任研究員  
 塩 田 浩 平 京都大学名誉教授、滋賀医科大学名誉教授  
 高 野 和 良 九州大学教授  
 竹 内 啓 博 公認会計士、税理士  
 田 邊 政 裕 千葉大学名誉教授  
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
 寺 澤 良 雄 公認会計士  
 戸田山 和 久 名古屋大学教授  
 前 田 健 康 新潟大学教授  
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
 三 矢 麻理子 公認会計士  
 ◎ 山 本 健 慈 国立大学協会参与

※ ◎は部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会内部質保証専門部会

浅 野 茂 山形大学教授  
 ◎ 川 嶋 太津夫 大阪大学スチューデント・ライフサイクルサポートセンター  
 特任教授(常勤)・センター長  
 小 湊 卓 夫 九州大学准教授  
 洪 井 進 大学改革支援・学位授与機構教授  
 寫 田 敏 行 茨城大学教授  
 末 次 剛健志 有明工業高等専門学校総務課長  
 高 橋 哲 也 大阪公立大学副学長  
 土 屋 俊 大学改革支援・学位授与機構研究開発部長  
 戸田山 和 久 名古屋大学教授  
 ○ 新 田 早 苗 琉球大学後援財団常務理事  
 林 隆 之 政策研究大学院大学教授  
 前 田 早 苗 千葉大学名誉教授  
 光 田 好 孝 大学改革支援・学位授与機構教授  
 毛 内 嘉 威 秋田公立美術大学理事・副学長  
 森 利 枝 大学改革支援・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長



## 2. 評価結果について

### 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、評価対象大学の教育研究等の総合的な状況が機構の定める大学評価基準に適合しているか否かを判断し、その旨及び判断の理由を記述しています。加えて、重点評価項目として位置付ける基準2-3において、内部質保証が優れて機能していると判断した場合には、その旨及び判断の理由として、「内部質保証が優れて機能している点」を記述しています。

大学評価基準の判断については、基準1-1から基準6-8の27基準すべてを満たしている場合には、大学評価基準に適合しているとし、27基準のうち、満たしていないものがあつた場合には、すべての基準に係る状況を総合的に勘案して、大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している状況を確認の上、満たしているか否かの判断をし、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

ただし、重点評価項目として位置付ける基準2-1又は基準2-2を満たしていない場合には、大学評価基準に適合していないと判断し、その旨及び「改善を要する点」を記述しています。

また、上記結果と併せて、対象大学の目的に照らして、「優れた点」についても、記述していません。

### 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1-1から基準6-8において、当該基準を満たしているか否かの「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」を記述しています。なお、当該基準を満たしていない場合には、「改善を要する点」を記述しています。

### 「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果（案）に対しての意見の申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述しています。なお、意見の申立てがない場合には、記載はありません。

※ 対象大学ごとの評価結果における用字用語の選択は、社会からの理解と支持が得られるよう支援する観点から、機構による評価結果における一貫性を重視して行っているため、大学固有の表現と一致しない場合があります。

## I 認証評価結果

宇都宮大学の教育研究等の総合的な状況は、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

大学評価基準を構成する 27 の基準をすべて満たしている。

(第三者による評価結果の活用について)

基準 6-1 から 6-8 までの各基準に係る教育課程と学習成果の状況を分析するにあたり、共同教育学部、地域創生科学研究科（博士後期課程）を除く学部・研究科について、国立大学法人等の第 3 期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4 年目終了時）の結果をもって各基準の自己評価に代えている。これらの評価結果について、認証評価委員会は、信頼できる第三者評価機関が領域 6 の各基準の内容を含めて評価したものであると認めている。

(新型コロナウイルス感染拡大の状況における大学の対応について)

令和 4 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、学年当初から通常とは異なる状況の中での教育活動が必要となったと推察される。大学に対してその状況について報告を求めたところ、付録 3 のとおり取り組んでいることを認めた。

## II 基準ごとの評価

### 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

#### 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

【評価結果】 基準1-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

大学及びそれぞれの組織の目的を達成するために、以下の5学部及び2研究科を置いている。

##### [学士課程]

- ・地域デザイン科学部（3学科：コミュニティデザイン学科、建築都市デザイン学科、社会基盤デザイン学科）
- ・国際学部（1学科：国際学科）
- ・共同教育学部（1課程：学校教育教員養成課程）
- ・工学部（1学科：基盤工学科）
- ・農学部（5学科：生物資源科学科、応用生命化学科、農業環境工学科、農業経済学科、森林科学科）

##### [大学院課程]

- ・地域創生科学研究科（博士前期課程2専攻：社会デザイン科学専攻、工農総合科学専攻、博士後期課程1専攻：先端融合科学専攻）
- ・教育学研究科（専門職学位課程1専攻：教育実践高度化専攻）

平成28年度に、「地域の課題を理解し、地域資源・地域特性を活かした、まちづくりを支える専門職業人」となる人材を養成するために、地域デザイン科学部を設置している。

平成29年度に、国際学部を改組し2学科制を1学科制とし、グローバル化する地域の現状と課題を多文化共生の視点から読み解き、問題構造を踏まえて社会を構想していく力を養うとともに、コミュニケーション能力や行動力・協調性を兼ね備えた、グローバルな実践力を持った人材を養成するために、国際学部国際学科を設置している。

令和元年度に、工学部を改組し4学科を統合再編して1学科とし、専門的知識及び統合した工学知と3C精神を基盤としてイノベーション（新しい価値・サービス・知の創造）を実現し、持続可能な地球社会の発展に実践的に貢献できる人材を養成するために、工学部基盤工学科を設置している。

令和元年度に、教育学研究科修士課程（学校教育専攻）を廃止し、多様な人々と協働しながら対応・解決できる力量を備えた高度な教育専門職となる人材を養成するために、教職大学院（教育実践高度化専攻）として教育学研究科を設置している。

令和元年度に、4つの研究科（国際学研究科博士前期課程、教育学研究科修士課程、工学研究科博士前期課程、農学研究科修士課程）を再編統合し、地域社会に関するソフトウェア（コミュニティ、社会制度、文化、政策等）やハードウェア（建築、国土保全、環境等）のデザインに貢献できる高度専門職業人となる人材を養成するために、文理・分野融合の新大学院として地域創生科学研究科

究科（博士前期課程）を設置している。

令和2年度に、群馬大学と宇都宮大学双方の専門分野の強み、特色を組み合わせた高い質と幅広い教育カリキュラムを基に、次代の地域の義務教育課程を担う教員を養成するために、共同教育学部を設置している。

令和3年度に、2つの研究科（国際学研究科・工学研究科）を再編・統合し、地域や社会の課題解決に資する先端融合研究を推進し学際新領域を開拓する教育研究の展開を担う人材を養成するために、地域創生科学研究科（博士後期課程）を設置している。

## 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

【評価結果】 基準1-2を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員数は、認証評価共通基礎データ様式1のとおり、大学設置基準等各設置基準に定められた必要教員数以上が配置されている。

教員の年齢及び性別の構成は、別紙様式1-2-2のとおり、著しく偏っていない。なお、一部の学部・研究科等において女性教員の比率が低い状態にある。

## 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

【評価結果】 基準1-3を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員は、学術院に所属し、専門性に応じて学士課程、大学院課程の教育に従事している。

教育研究に係る責任者として、各学部に学部長、各研究科については研究科長を置いている。

教育活動に係る事項を審議する組織として、各学部に教授会、地域創生科学研究科には専攻教授会及び代議員会、教育学研究科には研究科委員会を置いている。

各学部の教授会は、当該学部の責任教員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

地域創生科学研究科専攻教授会は、各専攻の授業を担当する責任教員から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。地域創生科学研究科代議員会は、研究科長、研究科長補佐、各学位プログラム長から構成され専攻教授会から委任された事項を審議している。

研究科委員会は、研究科長及び研究科の授業を担当する教授から構成され、学校教育法第93条に規定される事項等を審議している。

各教授会、専攻教授会（含む代議員会）、研究科委員会は、令和3年度には、別紙様式1-3-2のとおり開催されている。

教育研究評議会は、学長、理事、副学長のうち学長が指名した者、各学部長、地域創生科学研究科長、基盤教育センター長、各学部から選出された教授から構成され、教育研究に関する重要事項を全学的見地から審議している。令和3年度には、別紙様式1-3-3のとおり開催されている。

教務委員会(全学)は、理事のうち学長が指名した者、各学部から選出された教員、基盤教育センターから選出された教員、地域創生科学研究科から選出された教員、学務部長、委員会が必要と認めた者から構成され、大学教育の教務に係る全学的な取組の実施に関する事項、基盤教育と専門教育の連携及び科目間調整に関する事項、各学部間及び各研究科間の教務に係る連携及び科目間調整に関する事項等を全学的な見地から審議する組織として設置されている。

## 領域 2 内部質保証に関する基準

### 基準 2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

機関別内部質保証体制は以下のように整備されている。

学長を統括責任者とし、点検・評価委員会委員長を自己点検・評価の責任者、学部・研究科の長、戦略企画本部長（学長）、教育研究基盤戦略会議議長（研究・情報担当理事）、学生支援担当理事、学生受入担当理事をそれぞれの領域における改善及び向上活動の責任者としている。この体制における中核的な審議機関は点検・評価委員会であり、その役割分担は内部質保証指針、点検・評価委員会規程及び評価規程に明確に定めている。中核的な審議機関である点検・評価委員会は、内部質保証体制を機能させるために情報を共有する必要がある総括理事（企画・評価担当）、教員のうち学長が指名した者（各学部より 2 人、地域創生科学研究科より 1 人）、事務職員のうち学長が指名した者（学術研究部長、総務課長、財務課長、施設課長、修学支援課長）によって構成している。

教育課程の質保証については、教育課程ごとの責任体制と責任者に加えて、自己点検・評価委員会が全学の教育の質保証の責任組織であると宇都宮大学内部質保証指針において定めている。

それぞれの教育研究上の基本組織によって、すべての教育課程の質保証に責任をもつ体制を以下のように整備している。

地域デザイン科学部においては、地域デザイン科学部長を責任者としてその質保証を行っている。

国際学部においては、国際学部長を責任者としてその質保証を行っている。

共同教育学部においては、共同教育学部長を責任者としてその質保証を行っている。

工学部においては、工学部長を責任者としてその質保証を行っている。

農学部においては、農学部長を責任者としてその質保証を行っている。

地域創生科学研究科においては、地域創生科学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

教育学研究科においては、教育学研究科長を責任者としてその質保証を行っている。

施設設備に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

施設設備全般については、戦略企画本部長（学長）及び教育研究基盤戦略会議議長（担当理事）を責任者として戦略企画本部及び教育研究基盤戦略会議が、学習環境、情報設備、附属図書館に関して、分担して質保証を行っている。その役割は内部質保証指針に定めている。

なお、自己評価書提出時点では、施設設備の自己点検・評価の役割分担が明確ではなかったが、内部質保証指針の別表を令和 4 年 11 月までに改定し、明確化している。

学生支援に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

学生支援に関する重要事項については、学生の就職支援、留学生の支援、その他の学生支援に関する全てを学生支援担当理事を責任者として学務委員会が行っている。その役割は内部質保証指針に定めている。

学生受入に関する内部質保証体制は、以下のように整備している。

入学者選抜の在り方、入学者選抜方法等の策定、実施、検証に関する全てを学生受入担当理事を責任者としてアドミッションセンターが、質保証を行っている。その役割は内部質保証指針に定め

ている。

## 基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること

【評価結果】 基準 2-2 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること、教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること、学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていることを内部質保証体制において確認する手順は、内部質保証指針に定めている。

同様に、すべての教育課程ごとに、基準 6-3 から基準 6-8 に照らした判断を行うことを、内部質保証指針、点検・評価委員会規程、評価規程及び各学部等の点検・評価委員会に関する規程に定めている。

また、施設設備、学生支援、学生受入についても、内部質保証指針に定めている。

関係者（学生、卒業（修了）生等）からの意見聴取については、内部質保証指針に定め、定期的実施することとしている。

機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認する手順は、すべての場合について、内部質保証指針に定めている。

## 基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること

【評価結果】 基準 2-3 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

大学評価基準に則した自己点検・評価の継続的な実施には至っていないが、これまでの自己点検・評価活動及びその他の様々な評価等の結果に基づき課題点を抽出しており、それに基づく改善及び向上の取組を別紙様式 2-3-1 のとおり実施し、その多くの課題について、対応済みあるいは対応中の状況にある。

## 基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること

【評価結果】 基準 2-4 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しは、役員会規程により役員会で審議、決定することとされているが、決定に先立ち教育研究評議会でも審議が行われている。例えば、令和 2 年度設置の共同教育学部について、教育研究評議会・役員会の審議に基づき、決定している。

## 基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

教員の採用及び昇格等に当たって、職員人事規程、教員選考規程、基盤英語科目担当教員に関する規程、「地域創生科学研究科博士前期課程の研究指導教員、研究指導補助教員の資格審査に関する要項」及び教員の昇任人事に関するガイドライン等を定め、採用時の面接では、模擬授業の実施や候補者によるプレゼンテーション等を取り入れているほか、候補者が実務家教員の場合には、実務経験の教育活動への活用の可能性等を総合的に検討し、教育能力を評価している。

昇任時の面接では、候補者によるプレゼンテーション、研究指導の状況や、授業評価アンケート等の情報を考慮の上、教育能力を評価している。

教員業績評価実施要領、教員業績評価基本方針、教員評価委員会規程及び「テニュアトラック教員の評価及びテニュア審査に関する申合せ」を策定し、別紙様式 2-5-2 のとおり教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施している。

教員業績評価実施要領及び教員業績評価基本方針に基づき、年俸制の給与、昇給の区分、賞与の成績区分及び研究費配分を含む研究環境支援等に活用する等、別紙様式 2-5-3 のとおり評価結果を処遇に反映している。

授業の内容及び方法の改善を図るため、「教学マネジメント確立のためのガイドライン」に F D において取り組むべき課題を明記し、別紙様式 2-5-4 のとおり、「全学 F D の日」シンポジウム、各学部における個別 F D 活動、教員相互の授業参観等を組織的に実施している。

教育活動を展開するため、別紙様式 2-5-5 のとおり、教務関係や厚生補導等を担う職員、教育活動の支援や補助等を行う職員、図書館の業務に従事する職員を配置し、活用している。また、すべての学部に T A を配置している。

教育支援者、教育補助者の質の維持・向上のため、別紙様式 2-5-6 のとおり、発達障害支援セミナー、アカデミック・ハラスメント防止研修、外国語研修及び専門教育研修、技術部研修（全体研修）、大学等環境安全協議会実務者連絡会、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育等を実施し、必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施している。なお、「宇都宮大学 T A ・ R A ハンドブック」を作成し、令和 5 年度から T A ・ R A に配布することとしている。



## 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

### 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

【評価結果】 基準3-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出され、財務諸表の承認を受けている。

また、別紙様式3-1-2のとおり、教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行している。

### 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

【評価結果】 基準3-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営のために、役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置している。

役員会は、学長、理事により構成され、中期目標についての意見に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等を審議している。

経営協議会は、学長、理事及び大学の役員又は職員以外の者8人により構成され、経営に関する重要事項を審議している。

法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組については、別紙様式3-2-2のとおり、体制を整備している。

情報公開、個人情報保護、公益通報者保護、ハラスメント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験の法令遵守事項について規定し、責任・実施体制を整備している。情報公開は総務課及び法人文書・保有個人情報開示委員会、個人情報保護は総務課、公益通報者保護は総務課、ハラスメント防止は総務課及びハラスメント防止委員会、安全保障輸出管理は地域創生推進支援室及び輸出管理委員会、生命倫理は研究協力・産学連携課及びヒトを対象とする研究倫理審査委員会、動物実験は研究協力・産学連携課及び動物実験委員会が責任部署となっている。

危機管理として、防火・防災、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止、学生危機対応について規定し、責任・実施体制を整備している。防火・防災は施設課及び危機管理検討委員会、情報セキュリティは総合メディア基盤センター及び総合メディア基盤室、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止は財務課及び研究協力・産学連携課、学生危機対応は総務課及び危機管理検討委員会が責任部署となっている。

### 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

【評価結果】 基準3-3を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

組織規程、事務組織規程、事務分掌細則に基づき、事務組織を設置している。  
別紙様式 3-3-1 のとおり、常勤 155 人、非常勤 78 人を配置している。

**基準 3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること**

**【評価結果】** 基準 3-4 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

別紙様式 3-4-1 のとおり、教員及び事務職員等が点検・評価委員会、情報戦略会議、危機管理検討委員会等の構成員として協働して意思決定に参加している。

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、別紙様式 3-4-2 のとおり、アカデミック・ハラスメント防止研修（326 人参加）、発達障害支援セミナー（103 人参加）、出向者による報告会（若手職員研修）（21 人参加）等を実施している。

**基準 3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること**

**【評価結果】** 基準 3-5 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

国立大学法人法に基づき、監事 2 人（非常勤 2 人）を置いている。監事は、監事監査実施基準に基づき、監査計画を作成の上、監事監査を実施し、学長に報告を行っている。

会計監査人による監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、他の部門から独立した監査室が、内部監査規程に基づき、財産の保全及び経営効率の向上を図り内部監査を行っている。監査室長は、内部監査計画書を作成し、監査終了後は、監査報告書を作成し、学長に報告している。

監事、会計監査人及び監査室は、会計監査人による監査報告会と学長と会計監査人とのディスカッションを開催し、監査内容、結果等について意見交換を行い、情報共有や相互連携を図っている。

**基準 3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること**

**【評価結果】** 基準 3-6 を満たしている。

**【評価結果の根拠・理由】**

法令等が公表を求める事項を、別紙様式 3-6-1 のとおり公表している。

## 領域 4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

### 基準 4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

峰キャンパス（宇都宮市峰町）、陽東キャンパス（同市陽東）の2キャンパスを有し、その校地面積は計 345,855 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は計 108,387 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

また、各キャンパス等での教育の実施状況については、別紙様式 4-1-1 のとおり、研究科の社会人学生等が教育関連施設を夜間帯で使用可能とする、基盤教育科目と専門教育科目とでキャンパスが異なる学部では、受講に支障をきたさないよう時間割を調整する、共同教育学部では2大学の学生が同じ講義を受講可能とする双方向遠隔メディアシステムを活用するなど、配慮を行っている。

法令が定める附属施設については、別紙様式 4-1-2 のとおり、附属学校、農場、演習林、実験・実習工場を設置している。

別紙様式 4-1-3 のとおり、施設・設備における安全性について、配慮している。峰キャンパスと陽東キャンパスの耐震化率は 100%である。エレベーター（車いす仕様）、身障者用便所、階段昇降機、自動ドア、スロープ、歩行用点字ブロック、身障者用駐車場等のバリアフリー化への対応を、また、外灯の設置、防犯カメラの設置等の安全防犯面への対応を、実施している。

I C T環境については、学内ネットワーク等を整備し、活用している。

附属図書館（本館）については、峰キャンパス内に設置しており、延面積 6,728 m<sup>2</sup>、閲覧座席数は 568 席である。原則として9時から 21 時まで開館している。令和 4 年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 491,371 冊、学術雑誌 10,424 種、電子ジャーナル 6,956 種である。

自主的学習環境については、別紙様式 4-1-6 のとおり、アグリコモンズ、インフォメーションホール、キャリアカフェ等が整備され、利用されている。

### 基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制として、学生相談室、保健管理センターを設置し、別紙様式 4-2-1 のとおり対応している。各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規程、学生相談室要項等に基づき、ハラスメント相談員又はハラスメント学外相談窓口が相談窓口となり、ハラスメント防止委員会と連携し就労又は修学環境を改善する措置を講じるほか、ハラスメント等に関する相談に対応している。

90 団体が課外活動を行っており、そのための施設として、別紙様式4-2-2のとおり、体育館、武道場、陸上競技場等を整備し、運営資金の支援及び備品貸与等を行っている。

留学生への生活支援等は、留学生・国際交流センターを設置し、英語版留学生向けのガイドブックの作成、留学希望の日本人学生と留学生の交流の場であるグローバル・commonsの設置、チューターの配置など、別紙様式4-2-3のとおり体制を整備している。

障害のある学生への生活支援等については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき対応要領を定め、別紙様式4-2-4のとおり、障害学生支援室を設置し、車いす用機の配置、蛍光スタンドの貸与等、対応している。

学生に対する経済面での援助は、別紙様式4-2-5のとおり、大学独自の奨学金制度のほか、入学料の免除、授業料の免除、寄宿舍の整備等を行っている。

## 領域5 学生の受入に関する基準

### 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

【評価結果】 基準5-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針については、すべての学部・研究科において「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方が明示されている。

### 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

【評価結果】 基準5-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生受入方針に沿った学生を確保するために、別紙様式5-2-1のとおり入試を行っている。

実施体制については、アドミッションセンターが置かれ、センター内に入試戦略・入試広報室、入試実施室を置いている。

アドミッションセンター及び入試戦略・入試広報室にて入学者選抜結果の分析及び評価等を行っており、具体的には、「総合型選抜」「外国人生徒選抜」「学校推薦型選抜I(B)」に関して入学者選抜の状況を検証し、その結果を地域デザイン科学部における総合型選抜の改善に役立てている。

### 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

【評価結果】 基準5-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

平成30年度から令和4年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりであり、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

##### [学士課程]

- ・地域デザイン科学部：1.05倍
- ・国際学部：1.07倍
- ・共同教育学部（令和2年度設置）：1.05倍
- ・工学部（令和元年度改組）：1.04倍
- ・農学部：1.05倍

##### [博士前期課程]

- ・地域創生科学研究科（令和元年度設置）：1.19倍

##### [博士後期課程]

- ・地域創生科学研究科（令和3年度設置）：1.24倍

##### [専門職学位課程]

- ・ 教育学研究科：0.89 倍

地域創生科学研究科（博士前期課程）は令和元年度、共同教育学部は令和2年度、地域創生科学研究科（博士後期課程）については令和3年度に設置されている。また、工学部については令和元年度に改組されている。

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

### 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

【評価結果】 基準6-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた国立大学法人等の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時）の学部・研究科等の教育に関する現況分析結果（以下「現況分析結果」という。）を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定している。

### 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

【評価結果】 基準6-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程方針に学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しており、教育課程方針が学位授与方針と整合性を有している。

なお、地域創生科学研究科（博士前期課程）の教育課程方針には、研究指導や学位論文の評価に関する記述が含まれていなかったが、令和4年10月までに教育課程方針を適切に改正している。

### 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

【評価結果】 基準6-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、教育課程の編成が、体系性を有しており、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっている。

他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定においては、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めている。

大学院課程のすべての研究科において、学位論文の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしている。なお、自己評価書提出時点では、研究指導計画のあらかじめの明示が明文化されていなかったが、令和4年12月までに研究指導計画書兼学生指導用ポートフォリオが改訂されている。

専門職学位課程として教育学研究科を設置しており、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会として教職大学院運営協議会を置いている。

#### 基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【評価結果】 基準 6-4 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

大学として、1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっており、すべての学部・研究科において、各科目の授業期間が原則として 10 週又は 15 週にわたるものとなっている。

すべての学部・研究科の授業科目において、適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対してシラバスによって明示されている。なお、一部の授業科目において、自己評価書提出時点にはシラバスの記載が十分でないものが見られたが、令和 4 年 11 月までにシラバス作成要領を改訂し、各部局にてシラバスの点検を行う仕組みが定められている。また、地域創生科学研究科博士後期課程の一部の授業科目において、研究指導を課程修了に必要な授業科目単位としていると誤認されるシラバスがあったが、令和 4 年 12 月までに当該授業科目についてシラバスに代わる学生説明用資料を作成し、入学時のガイダンスで配布・説明することとしている。

すべての学部・研究科において、教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当している。なお、共同教育学部、地域創生科学研究科（博士後期課程）における状況は、別紙様式 6-4-4 のとおりである。

教職大学院を設置しており、履修登録の上限設定の制度（CAP 制度）を適切に設けている。

教職大学院を設置しており、連携協力校を確保している。

#### 基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【評価結果】 基準 6-5 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、次のとおり履修指導、支援を行っている。

学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言を行っている。

学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施している。

障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えている。

なお、共同教育学部、地域創生科学研究科（博士後期課程）における状況は、別紙様式 6-5-1、6-5-2、6-5-3、6-5-4 のとおりである。



**基準 6－6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること**

【評価結果】 基準 6－6 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、成績評価基準を大学として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科において、成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認している。

すべての学部・研究科において、成績に対する異議申立て制度を組織的に設けている。なお、自己評価書提出時点では、成績に関する異議を受け付ける適切な窓口が組織的に設けられていなかったが、令和 4 年 11 月までに授業科目の成績評価に対する異議申立てに関するガイドラインを適切に改正している。

**基準 6－7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること**

【評価結果】 基準 6－7 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

すべての学部・研究科において、大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業（修了）要件を組織的に策定し、学生に周知している。

大学院教育課程の各研究科においては、学位論文審査基準を組織として策定し、学生に周知している。

すべての学部・研究科における卒業（修了）の認定を、策定した要件に則して組織的に実施している。

**基準 6－8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること**

【評価結果】 基準 6－8 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

自己評価に代えた現況分析結果を含め、分析した結果、以下のとおりである。

過去 5 年における標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、別紙様式 6－8－1 のとおり、就職及び進学の様子は、別紙様式 6－8－2 のとおりであり、すべての学部・研究科について、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にある。なお、共同教育学部は令和 2 年度、地域創生科学研究科（博士後期課程）は令和 3 年度新設である。